



12月3日～9日は「障害者週間」です

「バリア」のないまちへー合理的配慮の社会づくりー

市では、障害のある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会の実現をめざしています。誰もが暮らしやすいまちになるよう、日常の中で一人一人ができることを考えてみませんか？

障害福祉課（1階）
☎561-2363、FAX561-2480

障害がある人にとって、物理的、制度的、文化・情報、意識など、さまざまな困難（社会的障壁）が生じているといわれています。私たちは無意識のうちに、それぞれの障害に対して、障壁を作っている場合があります。それを防ぐためにも、自分にこの障害があったらどう考えるかなど、いろいろな視点で物事を捉えることで、合理的な配慮をすることができます。

さまざまな社会的障壁（バリア）

物理的バリア

公共交通機関、道路、利用しにくい施設や設備など

制度的バリア

社会のルール、制度によって、障害のある人が利用しにくくなっているもの

文化・情報面でのバリア

情報の伝え方が不十分なものや、障害のある人の存在を意識していない慣習や文化など

意識上のバリア

周囲からの心無い言葉、差別、無関心、障害のある人への偏見など

これらのバリアを取り除くには…



他にも…

- 駅で視覚障害のある人の、券売機の操作を手伝う。
- 聴覚障害のある人に、手話や筆談で対応する。など、さまざまな方法があります。

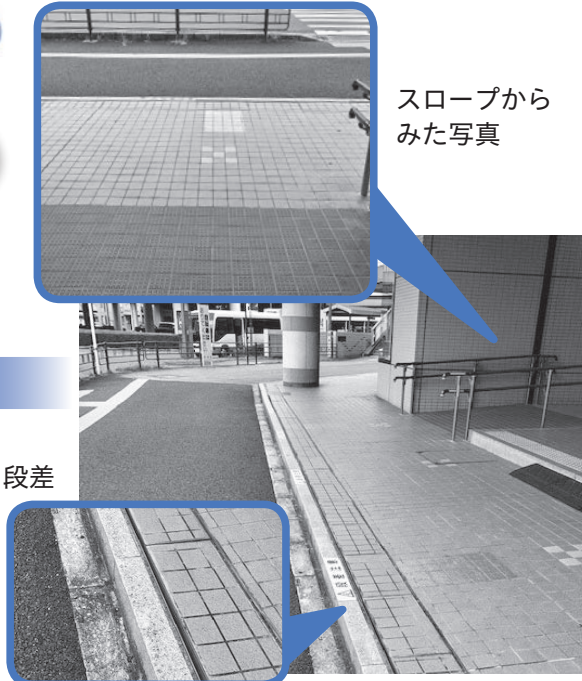
滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例

この条例は、令和元（2019）年10月1日に全面施行されました。
条例では、障害のある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会（共生社会）の実現をめざしています。
これに基づき、障害を理由とする差別の禁止と、合理的配慮の提供を義務とするよう、全ての県民・事業者に求めています。

困っている人に気付いたら

店舗の敷地と道路の境界部分にある段差は、車椅子でスロープから出てきた場合、気付くにくく、段差までの距離が近い場合、危険です。

スロープからみた写真



視覚に障害があり、エレベーターの場所が分からず、困っています。

サポートしてもらって、目的の場所へ行くことができました

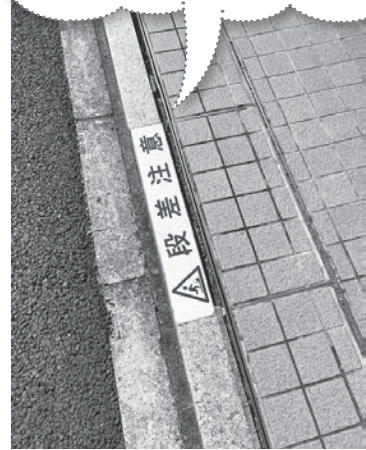


障害があり、言葉で話すのが苦手で、会計の時に困ります。

スマホの画面を使った会話で対応してもらえました



シールのおかげで、段差に気付けるようになりました



誰にでもできることがあります。日常のちょっとしたところに目を向けて、社会の中のバリアを無くしていきましょう。

相談窓口

差別を受けたり、合理的配慮が必要だと感じたりした時は、相談してください。事業者などからの合理的配慮の提供に関する相談なども受け付けています。

○障害者差別解消相談員（滋賀県 障害福祉課内）

相談に応じ、必要な助言や調査、調整など、専門性を持って中立な立場で対応する相談員です。

☎521-1175、FAX528-4853、✉ec0006@pref.shiga.lg.jp

○地域アドボケート（滋賀県地域相談支援員）

障害のある人に寄り添い、相談内容を代弁するなど、権利を守り障害者差別解消相談員につなぐ役割を担います。

電話番号やファクスなど、詳しくは、滋賀県のホームページをご覧ください。



○草津市 障害福祉課（1階）☎561-2363、FAX561-2480

みんなの
健康都市くさつ

草津市は、誰もが心も体も健やかで幸せを感じられるまちをめざして、「まち」「ひと」「しごと」を切り口に、健康づくりへの取組を進めています。